

# 中小企業の振興に関する条例（仮称）について

産業政策課

来年2月県議会での条例案の上程（H26.4.1 施行）に向けて制定作業を進めています。

## 1 進捗状況・スケジュール

審議会での審議に加え、関係団体や県民の御意見を丁寧に聞きながら条例づくりを進めます。

【H24 実績】 審議会(3) (全体会(H24.9)、検討部会(H24.12、H25.3))・・・骨子素案の検討等

【H25 予定】 審議会(4)、パブリックコメント(2)、地域別意見聴取会(長野、松本)、経済4団体意見交換会(2)等

H25. 6	7	8	9	10	11	12	H26. 1	2	3	4	
(H25.3~)	骨子の検討						条文書の検討		議会上程・審議	施行	
6/18 審議会① (全体会)	団体意見交換会① (長野・松本) 7/22 7/24		審議会② (検討部会)	(審議会③) (検討部会)	団体意見交換会②	審議会④ (全体会)					
6/28	● → パブコメ①(骨子案)						● → パブコメ②(条文書)				

## 2 条例骨子案の概要

### ■ この条例がめざすもの

- ① 中小企業の振興・・・各関係者の役割や取組を規定し、「連携」の強化を図る。  
 ・ 県の施策方針や効果的な実施のための取組を規定



- ② 結果として地域経済の活性化と地域社会の持続的発展

### ■ 構成と本県の特徴

項目	内容	本県の特徴
前文・1 目的	上記①～②ほか	
2 定義	中小企業者と各関係者の定義（支援団体、大企業者、教育機関、金融機関、労働団体）	○関係者に労働団体【0/29】を規定（雇用面への配慮）
3 基本理念	中小企業の自主性、次世代産業創出や高付加価値産業づくり、小規模企業への配慮、雇用確保、人材育成、連携	○小規模企業【9/29】や雇用【13/29】にも配慮 ○次世代産業創出による経済構造転換【0/29】
4 関係者の役割等	県、中小企業者及び各関係者の役割（連携と県産品利用〔共通〕＋各主体別役割）	○県産品の利用促進【6/29】による経済循環構築【1/29】 ○商工団体への加入促進【3/29】
5 県の施策の基本方針	創業促進、経営革新、新産業創出、次世代産業集積、国際的事業展開と販路拡大、商業・観光業等の振興、人材育成、雇用確保、小規模企業への配慮、連携促進等	○小規模企業【9/29】や雇用【13/29】にも配慮 ○商業【9/29】や観光業【7/29】等の振興
6 県の施策の効果的な実施のための取組	事業継続の支援、受注機会の拡大、県産品の優先発注、立地企業の定着、広報、調査研究、意見の反映等	○事業継続計画の策定支援【1/29】 ○事業継承支援（後継者育成等）【13/29】 ○県産品の優先発注【3/29】 ○中小企業者の受注機会拡大【21/29】 ○立地企業の定着【1/29】

(注)「本県の特徴」欄の【○/29】は、全国で基本条例を制定している道府県数(29)のうち、その文言を用いている団体数○を示す。